

『1649年会議法典』翻訳と注釈(5)

中沢 敦夫・吉田 俊則

(『富山大学人文学部紀要』第49号掲載の(4)から続く)

第17章 相続地¹について

本章には55条がある

第1条 過ぎし136年²、至福なる大君、全ルーシのツァーリにして大公ミハイル・フョードロヴィチ、およびその君主の父である同じく至福なる大君、モスクワと全ルーシの総主教、至聖なるフィラレート・ニキートィチは、聖使徒および教父たちの規則に従い、先祖代々の相続地と勤務によって得た相続地³について次のように定めた。

誰かがが死亡し、その死後、子供のいない妻、血を分けた兄弟、従兄弟、一族の者が残された場合。それらの相続地を、死亡したその者の一族、すなわち死亡した人により近しい人物である血を分けた兄弟、従兄弟、および一族の者に与えること。また子供を残さずに死んだ者の妻に対しては、相続人は財産⁴の4分の1および〔妻が持ってきた〕嫁資⁵を与える。〔ただし〕買い入れた相続地を除いて、先祖代々の相続地と勤務によって得た相続地については、かの女たちは関与しない。

1 相続地（вотчина）はルーシでは分領の遺制とでも言うべき古い土地所有形態で、基本的には、遺言によって一族に伝えられていく土地のこと（「先祖代々の相続地」）をさす。16～17世紀になると、国家が勤務者に給する知行地（поместье）の土地所有が優勢になり、また相続地との区別が段々とあいまいになっていった。そのため、時代が進むにつれて本来的な「相続地」は少なくなり、その性格も変化していく。17世紀には、相続地のなかにも①本来的な「先祖代々の相続地」（родовые вотчины）、②報賞として「勤務によって得た相続地」（выслуженные вотчины）、③「買い入れによる相続地」（купленые вотчины）のような分化が起こっており、以下の『会議法典』の諸条項でもこのような分類とともにとづいて、様々な規定をおこなっている。

2 ここでは西暦1627年のこと。1627年12月3日に発布された法令がふまえられている。なお相続地と知行地の違いについては、第2章5条の注も参照。

3 勤務によって得た相続地（выслуженные вотчины）とは、動乱時代を経て、モスクワ国家を守った「英雄」たちが多く輩出し、彼らに報賞として恵与された相続地のこと、17世紀前半には大量に出現した。

4 この財産（животы）は、収穫物などを含む動産のこと、土地は含まれない。

5 「結婚持参金」のこと。

相続地領主がすでに死亡し、その死後、かれらの相続地が遺言によって、また贈与証文⁶によって、かれらの姪、孫娘、曾孫の娘に与えられた場合。それらの相続地は血縁関係に従って彼女たちの所有となる。

第2条 相続地領主の死後、嫁いだかれらの娘や姉妹たちが残され、相続地について死亡した者の〔家から〕嫁いだ娘や姉妹たちが訴え出て、血縁関係に基づいて相続地に対して〔自分の相続地であると〕請願する場合、法典にしたがって審判をおこない命令を発すること。〔そして〕かれらはその相続地の相続者となる⁷。

誰かが死んだ後、〔死亡した〕父のあとに残された息子や娘たちが相続地について、〔自分が相続すると〕訴え出た場合。相続地は息子たちに与えられること。娘たちには、その兄弟が生きている間、兄弟と分け合って相続地の一部さえも与えない。

娘たちには、父の死後、命令に従ってその扶養分として知行地から〔土地を〕与える⁸。かれらの兄弟たちが死去した場合には、娘たちが相続地の相続者となる。

過ぎし137年〔1629年〕⁹、至福なるモスクワと全ルーシの総主教、至聖なるフィラレート・ニキートィチは先祖代々の相続地と勤務に対して与えられた土地を相続者たる男子である子供に与える旨の法令を発した。

もし死亡した者に息子がない場合。その相続地は娘に与えられる。

もし神の裁きによって娘も死んだ場合。その相続地は相続者により近い一族の者に与えられる。かれらは死者の魂を永代供養するために、法令に従ってその相続地を与えられたことに報い金錢を寄進すること。

買い入れた相続地はかれの妻に与えられる。その相続地においては、彼女は自由に、すなわち好きなようにできる。誰も相続地について彼女に関与することはない。

137年〔1629年〕¹⁰の法令は、至福なる大君、モスクワと全ルーシの総主教、至聖なるフィラ

6 この贈与証文（данные）とは、遺言とは異なり、贈与者の生死にかかわらず、現実の土地や動産を誰かに贈与することを約束した証文のこと。

7 上の第1条後半とのつづきで、遺言や贈与証文が残されている場合に、娘たちから裁判が起こされたときの例をあげている。前からのつながりが分かりにくいが、遺言状があるようなケースを想定しているのだろう。

8 領主の死後、妻や未婚の娘の扶養のために、知行地の一部を扶養分として与えることについては『會議法典』第16章30～31条以下を参照のこと。

9 先の法令への補遺として、フィラレートの名前だけで1629年に出されたもの。『會議法典』までは、先の法令とともに、相続地の相続に関する主な根拠となつた。

10 本章第1条冒頭の規定と同じものを指している。

レート・ニキートィチがその支配者たる貌下の手によって書いたものである。いまや君主である全ルーシのツァーリにして大公アレクセイ・ミハイロヴィチは命令し、貴族たちが次のように決定した。

もしモスクワ身分を持つ貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、大膳職、小姓、モスクワの貴族、書記官、在府官、諸都市の士族、小士族、および外国人のうち、神の裁きによって誰かが死に、かれらの後にその母が残され、またかれらの後に子供のいない妻たちが残された場合。また、その死亡した者の後に知行地が残っていないために母と妻への扶養として与えるものがない場合。

もし買い入れた相続地はなく、また勤務によって得た相続地と先祖代々の相続地が残っているならば、よく調査した上で、勤務によって得た相続地から〔土地を〕、死亡した者の母と妻に、彼女らが生きている間の扶養として与えること。しかし、寡婦たちは勤務によって得た相続地を売ってはならず、抵当に入れてもならない。また、それらを魂の救済のために寄進してもいけないし、自分自身の嫁資として書き込んでもならない。

もし彼女が結婚したり、剃髪したり¹¹、死去した場合。君主の命令と法典に従って、上述した通り、その相続地は〔死去した〕その相続地〔所有者〕により近しい相続地領主に与えられること。

第3条 〔相続地領主の〕死後、かれらの母がかれらと〔息子の死ぬときまで〕一緒に住み、またかれらの母への扶養のための財産がこれまで与えられてこなかった場合。よく調査した上で、母である寡婦たちに勤め上げて得た相続地から〔土地を〕扶養のための財産として与えること。

もしかれらの母たちがそれまでの給与されていたものから扶養のための財産として知行地を所有しているのであれば、かれらの母たちへは勤め上げて得た相続地から〔土地を〕扶養のための財産として与えてはならない¹²。

第4条 次のように、君主が命令し、貴族たちが決定した。上で書かれているように、先祖代々の相続地と勤め上げて得た相続地については、聖使徒と教父たちの規則に従い、またこれまでの代々の君主たち、そして現君主の父である至福なる大君、全ルーシのツァーリにして大公であるミハイル・フョードロヴィチ、および現君主の祖父である同じく至福なる大君、モスクワ

11 すなわち、修道女となること。

12 寡婦の場合、ここに記されているように通常は残された知行地から扶養分が与えられることになっていているが（第16章）、ここではそのような知行地からの扶養がない場合を想定している。

と全ルーシの総主教であるフィラレート・ニキートィチ, かれらの136年〔1627年〕と137年〔1629年〕の法令に従うべき相続地とされること。

誰かが息子を残さずに死亡した場合。それまでの君主たちの命令に従い, 先祖代々の相続地と勤務によって得た相続地はその娘にも与えられる。

娘に子供がいる場合, 自分と血のつながりのある祖父や祖母が死んだ後, それらの相続地はかれらの子供や孫たちに与えられる。自分と血のつながりのある叔父や叔母とともに, かれらは昔からの相続地と勤め上げて得た相続地における相続人となる。

もし娘が子供を残さなかった場合, 以前の君主の命令および法令に従い, それらの相続地は〔死んだ者に〕より近しい一族の者に与えられる。

第5条 先祖代々の相続地, 勤務により得た相続地, および知行地を残さず, 購入により得た相続地だけを残して死亡した者があとに2度目の結婚ないし3度目の結婚による妻と, 1度目, 2度目ないし3度目の結婚によって生まれた子供を残し, そのため買い取った相続地を除けば子供たちに分与すべき知行地がまったくない場合。その買い取った相続地をこの場合に可能な分け前に分割して妻およびすべての子供に分け与えること¹³。

第6条 誰かが死亡したのちに, 故人が買い取った相続地が, 子供たちは除外して妻だけに与えられるならば¹⁴, 妻はこの相続地を自由にでき, 他のいかなる者もこの相続地に関与してはならない。

第7条 誰かが死に臨んで, 子のない妻が自分の死後再婚しないならば自分が生前に買い取った相続地を与えると遺言状に記したが, 彼女が再婚した場合。妻はこの相続地に関与してはならず, それは故人の兄弟や親族の者に与えられる。また寡婦となった妻はその生涯にわたり, あるいは剃髪して修道院に入るまで故人が買い取った相続地を所有すべきこと。

しかし寡婦が剃髪ないし死亡した時にはこの相続地は同じく故人の兄弟や親族の者に与えるべきことが遺言状に書かれているならば, この記載にしたがい, 故人が残した買い取った相続地は子のない寡婦が, 再婚し, 剃髪し, あるいは死亡するまで所有すること。

もし, 彼女が再婚するならばこの相続地に関与してはならず, 相続地は故人の遺言状にしたがい遺言状に記されている親族に与えること。

13 第5～8条は, これまで購入した相続地に関する, おもに具体的な相続のさまざまな場合を扱っている。

14 記されてはいないが, 当然遺言によって妻に与えられた場合を想定している。

第8条 自分の知行地を買い取って相続地に変え¹⁵、あるいは自分の親族から先祖代々の相続地や親族が勤務により得た相続地を買い取って、自分の相続地とした者が、そのあとで死亡し、死後には子供のない妻が残された場合。この妻には夫が自分の知行地を買い取って相続地に変えた分だけを与えること。妻はこの相続地をその生涯にわたり、あるいは再婚するまで、あるいは剃髪して修道院に入るまで所有するが、その相続地を売却しあるいは抵当に入れることはできない。

もし、妻が再婚ないし剃髪ないし死亡した場合。この相続地は夫の親族のうち、調査により君主が指示する者に与えられるが、これを受け取った親族は故人の売買証文にある土地代金分を死者の魂の救済のため寄進するものとする¹⁶。

また故人が相続地を買い取ったあとで、そこに相続されるべき何らかの建物をつけ加えていたならば、その親族はこのつけ加えられた建物の代金分も故人の魂の救済のため君主による指示により寄進するものとする。このことは買い取った相続地および抵当に入れた相続地につき、後に記す通りである。

夫が自分の親族から買い取った親族の先祖代々の相続地や親族が勤務により得た相続地に関しては、夫が死んだあと寡婦には与えず、故人の親族に与える。それらは先祖代々の相続地や勤務により得た相続地だからである。受け取った親族はその相続地の売買証書¹⁷にある金額分を、同様に故人の魂の救済のために寄進すること。

第9条 知行地を相続地としての売却する場合には、君主の署名つきの勅令にもとづかねばならず、また君主が許可する者に売るのでなければならない。知行地領主は君主の署名つきの勅令なしには、何者にも自分の知行地を相続地として売ることはできない¹⁸。

第10条 136年〔1627年〕¹⁹より前には、すでに夫が死亡して子のない妻は夫が生前の勤務により得た相続地を与えられていたが、これは136年〔1627年〕から140年〔1632年〕の間に没収さ

15 分かりにくい表現だが、知行地に隣接する無主の地を買い取るような事例が考えられているのではないか。

16 相続地は知行地と違つて「私有財産」であるため、遺言によって、遺族に相続させず、自らの「魂の救済」のために修道院・教会に寄進する事も可能であった。この制度によって、16～17世紀にはロシア正教会はかなりの財産所有者になった。

17 売買証文（купчая）については『会議法典』第10章196条の注を参照

18 この時代、本条のような条件で、知行地が多く相続地に換えられていった。このような売却の権利は、知行地領主にとっては、自分の所有財産にかわるのだから、君主からの恩恵・報賞を意味していた。

19 1632年2月5日に、子のない寡婦の相続に関する法令が発布され、その内容が繰り返えされているが、本条では寡婦に対する保護がより手厚くなっている。

れ夫の親族に与えられるか、夫の親族がいない場合には請願により知行地として与えられた。しかし140〔1632年〕年以降、今は亡き大君、ツアーリにして全ルーシの大公ミハイル・フョードロヴィチならびにその父にして同じく今は亡き大君、モスクワおよび全ルーシの総主教たる至聖なるフィラレート・ニキーチッチの勅令により、先に分与された相続地は取り返され、没収された寡婦のもとに戻され、寡婦は生涯にわたりこの相続地を所有すべきこと、寡婦が生きている限りこの相続地は寡婦のものたるべきことが命ぜられた。

しかし寡婦は何者にもこの相続地を売却し、抵当に入れしてはならず、また魂の救済のため修道院に寄進し、あるいは教区教会に寄進するなどがあることはあってはならない。寡婦が死亡したならば、この相続地はこの相続地と近い関係にある夫の親族に引き渡すこと。

第11条 相続地領主が、去る136年〔1627年〕より前の年に死亡して、子のない妻が残され、妻が夫の相続地を売却したあと自分も死亡した場合。あるいはまた別の相続地領主の妻で相続地を売却したあと剃髪して修道院に入ったなどの場合。

それらの相続地は売却や抵当に入れたことにより今は別の相続地領主のものとなっているが、いずれかの相続権をもつ相続地領主²⁰が親族関係を根拠にその相続地につき訴え出たならば、その者は相続地を買い戻すことができる。相続権をもつ相続地領主がいない場合には、先の相続地はこれを購入したり担保として受け取った者の所有となる。

第12条 相続地領主が、去る136年〔1627年〕以前の年に死亡し、寡婦となった母や妻が残され、寡婦は死亡した相続地領主の相続地を所有しているが知行地から分与される扶養のための財産を持っていない場合。寡婦が生きているかぎりその相続地を取りあげてはならない。しかし寡婦はその相続地を決して売却し、抵当に入れ、あるいは魂の救済のために寄進してはならない。

第13条 誰か相続地領主の死後、かれの相続地がかれの子供たちに、2人か3人の息子たちに共同で与えられる場合。かれらの全てがその相続地を所有すること。誰か一人だけで、または、誰かが欠けた状態でその相続地を売ったり抵当に入れてはならない。

かれらの父の死後、多くの債務が残され、かれら相続者がその相続地以外によってはその債

20 「相続権をもつ相続地領主」(вотчитчи)。『会議法典』では相続地領主は大部分はвотчинникの語で表されているが、相続地の法的な帰属を問題とする17章では何回かвотчичの語が出てくる。これは、вотчинаを相続する法的な権利を有する者として вотчинник、と区別されて用いられている。これは、買い入れによって知行地や他人の相続地を手に入れたり、勤務の報償として知行地の代わりに相続地を手にいれた相続地領主ではなく、先祖代々の相続地を血筋により相続する権利のある相続地領主の意味でのвотчичが使われているのではないか。

務を返済できず、その父の債務の返済のためにかれらがその相続地を売ったり抵当に入れたりすることを望む場合。かれらは共同でその相続地の全てを売ったり抵当に入れたりすることができる。

長兄がその相続地を、年少の兄弟たちに断らずに、誰かに売ったり抵当に入れたりし、それが、一人だけ利益を得ることを望んだからであり、父の債務の返済のためではなかったとする。そして、かれの兄弟たちがそのとき幼なかったのだが、兄弟たちが成人して、その父の相続地に関して、自分の長兄と、長兄からかれらの父の相続地を買ったり抵当にとった買い手を、定められた40年のうち²¹に君主に訴えたとする。そして、裁判においてかれらの長兄がかれらに知らせることなく、父の債務のためにではなく、自分の財産のためにその相続地を売ったことが明確に立証された場合。

かれらの相続地を買ったり抵当に取った人物のもとから、その相続地のうちのかれらの持分を没収し、かれらに返却すること。相続地であるその持分を買ったり抵当にとった人物には、その相続地の〔没収された〕持分の代償として、売買証文や担保証文に従って、かれらの長兄から全額を徴収することを命じる。かれらの長兄の相続地である持分は、そのまま人手にわたつたものとする。

しかし、もしその〔長兄の〕相続地である持分を年少の兄弟たちが買い取ることを望む場合には、かれらは、それについて上記のごとく、君主の命令に従ってその持分を買い取ることができる²²。

第14条 誰かが死亡したあとで、かれの相続地がかれの子供たちに、〔たとえば〕2人か3人の息子に共同で与えられ、そのうちの一人がその父の相続地のうちの自分の持分を、自らの困窮を理由として、売却しようと、或いは抵当に入れようと望む場合。かれは自分の相続地の持分を自由に売ったり抵当に入れたりすることができる。

しかし、かれの兄弟がその父の相続地をかれに分割することを望まず、君主に対して、君主が篤志をもって、その〔分割を望んでいる〕兄弟の相続地の持分の代償に、かれらから金銭を受け取ることを、その兄弟に命じるように訴えた場合。その相続地の持分の代償として、その相続地が値する値段どおりの金額を、かれらから受け取ることを、その兄弟に命じること。

第15条 誰かが死亡したあとで、聾啞の子供が残され、その兄弟や姉妹がかれらの財産を侵害

21 本章第30条にも、相続地に関する裁判は40年以内に行うべきことが定めてある。

22 本条のような兄弟同士の遺産相続争いに関する条項が明記されているのは、この時代に共同による相続についての法的な根拠をはじめたことにあると思われる。

しようとして、かれらの父母の財産から引き離そうとした場合。故人の子供たちには、かれら〔子供〕の誰もが排除されないよう、父母の財産を全員に等しく持分として分配すること。

第16条 今は亡き君主、全ロシアのツアーリにして大公たるヴァシリイ・イヴァノヴィチ〔シュエイスキイ]²³、そして、今は亡き大君、全ロシアのツアーリにして大公たるミハイル・フョードロヴィチの治世における、ポーランドの王子〔ヴワディスワフ〕²⁴の来攻のときに、モスクワにおける包囲戦に参加した際の、モスクワ包囲戦への参加の報賞として、誰かが過去に、今は亡き大君、全ロシアのツアーリにして大公たるミハイル・フョードロヴィチの治世において、相続地を与えられ、その相続地についてかれらに相続地文書が与えられた場合。かれはその相続地を恵与状と課税台帳にしたがって所有すること。

第17条 誰かに、モスクワ包囲戦参加の報賞として調査にもとづいて相続地が与えられたが、その者に対して訴訟人が、かれは包囲戦に参加しておらず、包囲戦の名簿にかれの名前は記されていない、と訴え出た場合。その告訴に基づき、相続地を所有するそれらの人々を厳しく取り調べ、かれを訴えた人物との対審を行わせること。

そして、取り調べによって、その者が包囲戦に参加しなかったにも関わらず、偽って相続地を得ていたことが明らかになった場合。その人物から相続地を没収し、分配すること。当事者が不在で明確に立証されない場合は、その相続地はその者からは没収しない。

第18条 誰かのもとに、過去に、土地台帳書記の記録によれば、新たに与えられたものではなく、古くからの、先祖代々の相続地のなかに、付加地、すなわち、かれらが新たに開墾し、自分の用益地や、境界内の森や草原から、村や開墾地をつくった場所が存在したとする。そして、今は亡き大君、全ロシアのツアーリにして大公たるミハイル・フョードロヴィチの命令により、その土地が、新たに恵与されたものではなく、かれらの古くからの相続地であるという理由で、その付加地が同じ相続地領主の相続地として与えられた場合。それらの人々は、自分の相続地をそのまま恵与状と土地台帳にしたがって所有すること。

また今後も、かれらの古くからの、先祖代々の相続地のなかに、新しい土地台帳書記の記録

23 Василий Иванович Шуйский (1553-1612)。ロシアの名門貴族にして、1606-1610 の期間はツアーリとして推戴されロシアを支配する。動乱時代に身を置いたため、数奇な運命をたどった人物。

24 1610年9月からポーランド王子ヴワディスワフの名において、モスクワのクレムリがポーランド勢の手におち、彼をツアーリにいただこうとする動きがあったが、1611年4月からの反攻によって、クレムリの包囲戦が始まった。ロシア勢は、地方からの義勇軍を糾合して包囲戦を行い、数度にわたる戦いのうちに、1612年10月ポーランド勢は敗退した。

において付加地、すなわち、かれらが自分の用益地や、境界内の森や草原から今後開墾する場所、あるいは自分の用益地の境界と界標の内側に新たに村や開墾地を作った場所が現れた場合。かれらからもその土地や村、開墾地は同様に没収せず、かれらにその土地や村、開墾地を相続地として所有するよう命じること²⁵。

第19条 大膳職、小姓、モスクワ士族、そしてすべての身分の勤務者が、ポーランドの王子〔ヴァディスワフ〕来攻時のモスクワ包囲戦への参加の報賞として、かれらの知行地の中から相続地を与えられたが、そのときにはかれらは、かれらに与えられるべき相続地と同程度の、恵与された知行地をもっていなかつたため、君主の命令に比して相続地の割り当てが不十分だったとする。そしてその後、かれらに新たに知行地が与えられ、かれらが君主に、君主が篤志をもつて、かれらに相続地の割り当てを、かれらの新しい知行地から補充することを命じるように請願した場合。

これら請願者は、かれらの相続地の割り当てを、かれらの新たに恵与された知行地から補充すること。

第20条 大膳職、小姓、また地方都市の士族および小士族にドロゴブジュ、ベーラヤ要塞、ネヴェリ、セルペイスク、ノヴゴロド=セーヴェルスキイ、スタロドゥブ、ロスラヴリ²⁶で知行地が与えられ、今は亡き君主、全ロシアのツァーリにして大公たるヴァシーリイ・イヴァノヴィチの御代に、かれらがモスクワ包囲のなか防衛した折の、モスクワ包囲戦への参加の報賞として、その知行地の中からかれらに相続地が与えられ、しかもかれらがそれらの相続地に対して相続地文書を有しているが、そのかれらの相続地が諸都市と共にリトアニア²⁷領へ移ってしまった場合。そしてその後、それらの相続地領主たちが君主に、君主が恩寵をもつて、そのかれらの失われた相続地に代わるものとして、かれらが所有していたかつての相続地に相当する分をかれらの新しい知行地から相続地としてかれらに与えるよう請願し、またかれらがその自分のかつての相続地領主であることを示す相続地文書を提示した場合。

それらの請願者には、かれらが失った相続地に応じて、リトアニア側へ移ってしまった相続地と同じチェトヴェルチ単位の相続地をかれらの新しい知行地から与えること。

25 この条項は国家にとっての利益というよりも、先祖代々からの相続地を持つ領主にとっての利益を擁護するものになっており、その意味ではユニークである。

26 これらの地名は、1618年のデウリンの協定（Деулинский договор）によって、ポーランド・リトアニア連合国に編入された地域にある主要な地名を示している。

27 『会議法典』でいう「リトアニア」とは、ほぼ「ポーランド・リトアニア連合王国」（Речи Посполиты）を指し、多くの場合はポーランドの管轄下にあつたり、ポーランド人であった。

第21条 土地台帳によれば、相続地領主や知行地領主がかれらの知行地または相続地領の境界と界標内に蜂蜜採取地を所有している場合。それらの相続地領主と知行地領主は、土地台帳に境界や界標が記載されている限りは、自分の境界と界標内にあるその自分の蜂蜜採取地を開墾して耕作地や草刈場にし、またそこに大村や村を作るのは自由である²⁸。

第22条 知行地領主や相続地領主が、自分の知行地または相続地領内ではなく、他の知行地領主や相続地領主の用益地内に飛び地として蜂蜜採取地を所有している場合。かれらはその飛び地の蜂蜜採取地を、こうした蜂蜜採取地に関する上記の条項に従って所有することとする²⁹。

第23条 蜂蜜採取地、または漁場、ビーバー狩猟地、狩猟用穴、網による狩猟地、製粉所、渡し場、草刈り場、各種用益地が知行地または相続地領内ではなく、君主の御料地内³⁰にある場合。そしてその蜂蜜採取地や各種用益地が飛び地にあり、それらを当該の知行地領主や相続地領主の農民、またその他様々な下僕が貢租を支払って専有している場合。

それらの使用者は今後もそれらの土地や各種用益地に対して貢租³¹を支払わねばならず、その貢租を俸給から差し引いてはならない。

第24条 御料地の大村や蜂蜜採取村、国有地の郷が、君主の御慈悲により様々な知行地領主や相続地領主に知行地や相続地として新たに分与され、各種用益地や、建築資材および薪用の森林にある大村や村が耕作地に換算されていない場合。そしてその後、書記がそれらの御料地の大村、蜂蜜採取村、国有地の郷はそれらの知行地領主や相続地領主が所有すると記載した場合。書記はそれらの用益地、建築資材および薪用の森林をすべて、耕作地に換算し、各人の割り当てに応じて、旧来の知行地や相続地分を除いた上で分割すること。

古い土地台帳や追加調査台帳³²に従って、知行地領主や相続地領主が知行地または相続地内

28 用語は別として、内容的には『会議法典』第10章243条とほとんど内容が一致している。知行地も含んでいることを考えると、このような点に関する争議が多かったことが推測できる。

29 前条と同じく『会議法典』第10章239章とほぼ内容を同じくしている。

30 前条との違いは、用益地が知行地・相続地ではなく、御領地すなはち国有地にある場合を想定していることである。

31 貢租（оброк）とは、国税とは別に、国有地から領主が利益を得た場合に国庫に対して支払う税のことをしている。基本的には、国有地・御料地の耕地・用益地の使用に対しては、郷長（староста）、宣誓役人（целовальник）が徵収したが、知行地・相続地については、領主が「代理」で農民から徵収、納めていたようである。

32 追加調査台帳（книга дозорная）とは土地台帳（писцовые книги）人口調査台帳（переписные книги）が作成されたのちに、その点検や補遺の内容を書記（писцы）が追加として書き込んだ台帳のこと。

に、御料地の大村からの割り当てではなく、昔からのものとして土地を所有しており、〔それらの〕用益地や森林が〔しかるべき〕換算されていない場合。それらの者たちはいかなる場合も古い土地台帳や追加調査台帳にしたがって自分の用益地を所有することとし、また薪や建築資材用の森林としては、いかなる場合も昔通り自分の森林へ行くこととする。

第25条 かつて、今は亡き大君、全ルーシ [ロシア] のツァーリにして大公たるミハイル・フョードロヴィチの御代には、大膳職、小姓、士族、小士族が動乱時代にトゥーシノの逆賊³³の手にあつた各地方都市にいたといつて、その大膳職、小姓、士族、小士族を知行地や相続地の件で告発する者が多数いたが、それらの大膳職、小姓、士族、小士族からかれらの知行地や相続地が取り上げられることはなく、また告発者に分配されることもなかった。

そして、それらの大膳職、小姓、士族、小士族は、かれらがモスクワ壊滅のあとモスクワ近郊に馳せ参じ、大貴族や総督に合流し、リトアニアの人々に立ち向かい、共にリトアニアの人々からモスクワ国家を奪還しようとし、神の御慈悲と己の大いなる働きによりモスクワ国家を奪還し、解放した報賞として、相続地と知行地を以前通り所有し、かれらの古くからの先祖代々の相続地または買い取った相続地に対して相続地文書が与えられた。そしてかれらのその相続地や知行地は変わらず同様にその大膳職、小姓、士族、小士族の所有物となつた。そしてかれらはその知行地や相続地をかつての実際に分与された土地と、モスクワ壊滅のあと授けられた恵与状に従つて所有した。

こうした相続地や知行地に対する古い文書を紛失した場合は、新たな文書 [の発給を] 請願することになる。知行地官署ではかれらのその請願に応じて、かれらが君主に新たな文書を請願した相続地と知行地がかれらに与えられた事実があるか、またかれらがその相続地や知行地に対する文書を有していたかを、実際に分与された土地と土地台帳にもとづいて調査すること。調査の結果、それらの相続地または知行地がかれらに与えられた事実があり、またかれらがその相続地と知行地に対する文書を有していたが紛失していた場合。その調査にもとづきかれらにその相続地や知行地に対する新たな文書が発給され、かれらは今後それに従つて相続地や知行地を所有すること。

第26条 大膳職、小姓、モスクワ士族、地方都市士族、小士族がトゥーシノ側に参加して、そ

33 偽ドミートリイ二世のことを指している。かれは、ドミートリイ皇子を名乗つて、1608年にモスクワ郊外のトゥーシノ村に陣営を構え、ポーランド傭兵、モスクワからの転向者、放浪者などを結集して、モスクワ包囲を行つたが、1609年夏のおおやけのポーランドによる介入で陣営は解体した。最後は1610年に仲間割れが原因で殺害された。

の相続地が、今は亡き、全ロシアの君主にしてツァーリ、大公ワシリイ・イワノヴィチ〔・シュイスキイ〕の治世に他人に分け与えられて、今にいたるまで返還されない場合。相続地は、今は亡き、全ロシアの君主にしてツァーリ、大公ワシリイ・イワノヴィチの御意において分配された人々のもとに留められ、返還する必要がない³⁴。

第27条 先祖代々の相続地、あるいは、勤務の報賞によって得た相続地を売ったり、抵当に入れたりした場合。その息子も孫もその相続地に対してはや何の権利も有さず、相続地を買い戻すことができない。

売り手に兄弟や親族〔甥姪〕がいてその兄弟や親族が、売買文書あるいは担保証文に署名をした場合。同じように、かれらもその子供もその孫も相続地に対して何の権利も有さない。

その兄弟や親族が売買文書や担保証文に署名をしていない場合。その兄弟や親族は、それにもとづいて相続地が売買されたり、抵当に入れられた売買文書や担保証文にしたがって買戻しを行なうことができるが、チュトヴェルチ単位の買戻しは認められない。

相続地のなかに、売買文書や担保証文の内容以上に、農家、そこに住む住民、森の茂みに新たに開墾された耕地や牧草地があった場合。この新たに設けられた建造物に対して、買戻しを行なおうとする相続地の持ち主は、相続地の買戻しを受ける者にたいして、裁判と取り調べによって支払いを行なわなくてはならない。

すなわち、農民つきの農家は一軒につき50ルーブリ、森の茂みに新たに切り開かれた開墾地は1デシャチナにつき3ルーブリ、森の茂みに新たに切り開かれた牧草地は1デシャチナにつき2ルーブリを、教会の建築物、貴族の屋敷、百姓の屋敷、水車小屋の設備、ため池の設備については、装備の程度に応じて建造物に対する第三者の見立てで、金銭を支払わなければならぬ。

第28条 また、相続地の売買文書、または、担保証文にもとづいて、買戻しをしようとする者が、買戻しを受けようとする人の申告にもとづいて、相続地の建物に対して金銭を支払う旨が明記されている場合。買戻しを受けようとする者は、売買文書と担保証文にしたがって、新たに設けられた相続地の建造物に対し³⁵、売買契約書と抵当契約書にしたがって買戻しをしよう

34 本条は一見すると社会・政治的公平性を欠いた内容に思えるが、実際には古い条文が形式的に残されただけで、1615年以降、旧領主のツァーリへの請願にもとづいて、転向者が受け取った相続地の返還が頻繁に行われていた。

35 前条最終行に述べられている付加価値のことで、買い戻しを受けた側が、その利益を享受することになっている。

とする者から、金銭を強制的に取り立てることができる³⁶。

第29条 相続地の持ち主から相続地の買戻しをしようとするとき、その相続地に新たに設けられた農家があり、その農家に農民の子供、もしくは兄弟、もしくは親族が住み、かれらが売買文書に記入されていて新規参入者ではなく、売買文書、あるいは、担保証文においては、かれらが自らの父、兄弟、伯叔父とともに登記されていて、別世帯〔の登録〕ではない場合。

これら新たに加わった農民を割り分に参入せず、かれらの買戻しをしようとする人々からかれらの対価として金銭の支払いを要求したり、強制的に取り立てたりしてはならない。なぜなら、かれらは相続地の古くからの住民であって新規参入者ではないからである³⁷。

第30条 相続地に関する裁判は、40年以内に行なうべきこと。相続地が売買されたり、抵当に入れられて40年以上経ち、〔もとの〕相続地の所有者が40年経ったあとで買戻しを請願した場合。そのような相続地は、定められた40年が経ったあとには、誰に対しても買戻しを行ってはならない³⁸。

第31条 買収された相続地を売却したり、抵当に入れたり、相続地に関する証拠文書を与えて無料で譲渡したり、自分の死後に誰かに譲渡すると遺言し、それを遺言状に記載し、証人の証言があつてその遺言状〔の真偽〕に議論の余地がない場合。その子供も孫もそのほかの親族も、以後、当該の相続地に何の権利も有さず、かれらは相続地を買い戻すことができない³⁹。

証人の証言があつて請願によって遺言状の真偽が問題とされる場合。裁判で念入りに審理すること。

第32条 誰かが誰かに、先祖代々の相続地、あるいは、勤務によって得た相続地、あるいは、買い取った相続地をある期限まで抵当に入れて担保証文を与え、その担保証文にしたがつて期限どおり、あるいは、期限以前に買戻しを行い、抵当として相続地を受け取った者に金銭をもつていったとする。ところが、相続地を抵当として受け取った者が、その相続地を自分の所有物

36 文書に新しい建物についての言及があれば、前条の「裁判と取り調べ」を省略できることを確認した条文。

37 第27条の補遺にあたる条文。第27条は「新しく」建てられた農民の農家だが、売買（抵当）前から存在して、その家族が増えた場合には、割り増しをとらないということ。

38 本章第13条も参照。なお、この40年期限は、先祖代々の相続地にだけ適用され、買い入れた相続地や、報賞として恵与された相続地には適用されなかった。

39 正しく書かれた遺言の効力の強さが実感できる条文である。

にしようとして、訴訟において借貸期限切れでその相続地を勝ち取る目的で金銭を受け取らない場合。

借り手は、期限が過ぎないうちに、彼から金銭を受け取ろうとしない者に対して君主に訴えをなすこと。そして、担保証文に記されたものと等しい金額を全額、官署に届けること。

借り手がこの案件で、彼から金銭を受け取ろうとしない者について、期限が過ぎないうちに君主に訴えをなし、借りた金銭を官署に届けた場合。借り手の訴状にもとづき、訴訟のあった者に対して官署から執達吏を送り、その者の出頭と担保証文の提示を命ずること。

この者が担保証文を提出した場合。担保証文を精査し、その担保証文においていかなる期限で借り手から自分の貸した金銭を返してもらうことになっていたかを調べること。

その金銭に関し、担保証文にしたがうと、借り手の訴えの期限が過ぎていなかつた場合。この者のもつ担保証文は没収されて借り手に引き渡され、借り手の金はその担保証文に記された金額が全額貸し手に引き渡される。

第33条 誰かに抵当にいれていた相続地に関し、その貸付金の返済期限を逸した者が、期限後にその自分の相続地の受け戻しを君主に訴え出した場合。この件に関するその者の請願は拒否し、抵当に入れたその者の相続地の受け戻しを許さず、そのような抵当に入れた相続地を担保として持っている者にそれらを所有させること。そして、それらの相続地に関し債務不履行を被つた者をそのような抵当に入れられた相続地の所有者として担保証文に基づいて台帳に登記するように命ずること。

ただし、抵当に入れた相続地の貸付金返済期限を逸した者の訴えがない場合には、登記に当たっては、抵当に入れたその相続地の受け戻しに関するその者の訴えが〔過去に〕司法官署⁴⁰に出されていなかつたかどうかを司法官署に問い合わせるべきこと。

第34条 誰かが先祖代々の自分の相続地、あるいは勤務や買い取りによって得た自分の相続地を誰かに売り、代金を取って売買証文を渡したが、知行地官署の台帳にこの相続地を購入者のものとして登記せず、そしてその売却後に自分の同じ相続地をだまして誰か別の者に売って代金を受け取り、知行地官署の台帳にこの相続地を二番目の購入者のものとして登記した場合。この相続地は知行地官署の台帳に登記されている者の所有とし、最初の購入者の所有とすると

40 司法官署（Судный приказ）についてはコトシーヒンの著作第7章32節によれば、モスクワとヴラジ米尔の二個所にあり。「管轄するのは、貴族、ドゥーマ会技官、側近、大膳職、小姓、士族ならびにすべての知行地領主、相続地領主にかかわるあらゆる訴訟の裁判である」と土地裁判の手数料徴収のための官署であることが述べられている。

命じてはならない。なぜならば、その者はこの相続地を購入しながらも知行地官署の台帳に自分のものとして登記しなかったからである⁴¹。

そして、最初の購入者にはこの売買で支払った自分の代金を売買証文に従って取り立てるよう命じ、この売却者には自分の一つの相続地を二人に売ったというそのような悪事のとがで処罰し、それを見て他の者たちがそのようなことをしないようにするための見せしめとして、官署において大勢の面前で容赦なくこの者に鞭を加えるよう命じること。

一方、この相続地を売却して二人の購入者をともに台帳に登記しなかった場合。この相続地は売買証文に基づいて最初の購入者に引き渡され、その者を所有者として台帳に登記し、二番目の購入者には売り手から代金を取り立てるよう命じること。

第35条 誰かが悪だくみをして、他人の一族の相続地や、あるいは勤務によつたり、買い取つた相続地を、売却したり抵当に入れたりし、売買証文や担保証文に、売り手側の一員としてその相続地の本来の所有者の名を書き込んだとする。そして売買証文や担保証文のその本来の相続地領主の場所や自分の場所にこっそりと自分と本来の所有者の名を署名し、その者がこの相続地を売却ないしは抵当に入れた相手方との取り決めに従つてこの購入ないし、抵当に入れられた相続地を知行地官署の台帳に登記したとする。

そのあとで、この相続地の本来の所有者はその者を訴えて、自分はこの自分の相続地を自分で売却しようとしたり、抵当に入れようとしたことはなく、また売却して自分に代わつて売買証文や担保証文に署名をするように誰かに命じたこともないと君主に訴えた場合。

〔裁判によって〕そのことが明らかに立証されるならば、この相続地は証文にもとづいてこの相続地が属する本来の相続地領主に返還すること。そして売買証文や担保証文に基づいて売り手から代金を取り立て、その者がこの他人の相続地を売却ないしは抵当に入れた者に返却すること。さらに、この売り手には、他人の相続地を売却または抵当に入れた悪事のとがで鞭打ちを命じること。これは、これを見て他の者たちがそのような悪事を働くないようにするためである。

この相続地の売却においてその者からこの相続地の所有者が受けた損害に関しては、この損害分をその者から取り立て、この相続地の所有者に返還するものとする。

第36条 誰かが自分の相続地を誰かに売却し、または抵当に入れ、自分自身は無筆だからという理由で、売買証文や担保証文に誰かかに自分に代わつて署名をするように命じたとする。と

41 『会議法典』の文書主義が典型的に現れている部分。悪意による売買よりも、土地台帳への登記を優先している。

ころが、その後になって自分の代わりに署名した者を君主に対して訴え、この者は自分の知らぬところで自分に代わって署名をしたと述べたとする。

一方、代理で署名をした者が君主に訴えて、その者は不当にも自分を騙したのであって、自分はその者の存ぜぬところではなくその者の依頼で売買証文や担保証文に署名したのであると述べた場合。

〔裁判によって〕〔後者の〕訴訟人の言うとおりに、これに関しては、かれが、自分を騙した者の依頼で売買証文や担保証文に署名したことが、取り調べによって明らかに立証された場合、その者を不当にも騙した者に対し、嘘の請願をしたとがで厳罰に処すること。すなわち、大勢の面前で容赦なくこの者に鞭打ちを加えるよう命じること。それは、それを見て他の者たちがそのようなことをしないようにするためである。

ただし、その相続地を購入したり、抵当として持っていたりする者からはこれを取り上げてはならない。

他方、ある者が相続地の売買証文や担保証文に誰かに代わってこっそりと不当にも署名をした場合。そのことが取り調べによって明らかに立証されるならば、その者を厳罰に処すること。すなわち、この者に容赦なく鞭打ちを加えるよう命じ、相続地についてはそのような売買証文や担保証文に基づいて登記台帳に記載してはならない⁴²。

第37条 住民のいないモスクワ郡内の知行地や地方都市管区内の相続地を総主教や府主教や大主教の小士族が自分の相続地として購入した場合。これらの総主教やその他の高位聖職者の小士族が古くからの生粋の小士族であるならば、それらの土地をその後は購入によってかれらの相続地とする。

だが、総主教や府主教や大主教や主教に仕えていて、非勤務者の父の子であり、生れながらではない小士族が相続地を購入した場合。それらの総主教や府主教や大主教や主教の奉公人はその相続地にもとづいて地方都市管区の君主の勤務者として登録すること。

これらの総主教や府主教や大主教や主教の小士族のうちのある者が君主の勤務に就くことを望まない場合。購入した相続地をその者から召し上げ、君主が指示する者に下賜すること⁴³。

第38条 ある者が相続地を誰かに売却したり、あるいは抵当に入れて返済期限を越し、その相

42 相続地を計略（署名偽造）によって自分のものにしようとする事件の例を、売り手、買い手が罪ある場合の両方について記述している。

43 これまで勤務者でなかったもの（ここでは教会・修道院の家僕をあげている）は、相続地を持つ権利を持たないことを述べている。

続地についての売買証文または担保証文を台帳に登記していたが、その後反逆しモスクワ国家から他の土地へと移った場合。

彼からその相続地を買った者は、それを相続地の買取り〔買戻し〕をせずに所有しているが、それはその者が反逆者から相続地を、かれの反逆以前に買ったためであり、その反逆者の親族はその相続地の買戻しを認められない。

第39条 ある者が反逆者の相続地を所有しており、その相続地についての売買証文または担保証文が存在しない、あるいは存在するがその相続地の期限が過ぎており売買台帳または担保台帳に登記されていない場合。

その反逆者の相続地はかれから君主に没収されるが、それはかれがその相続地を購入あるいは期限内に抵当として取り、担保証文に記された期間の後に自身で台帳に登記しなかったためである。

第40条 このような反逆者が相続地を抵当に入れ、期限以前に〔モスクワ国家を〕離れた場合。その相続地は担保をもつ者から君主に没収され⁴⁴、その者には担保証文に従ってその反逆者の財産から代価を与えること。

第41条 貴族の家僕や修道院の従僕は相続地を購入したり自ら担保として所有することはできない⁴⁵。貴族の家僕または修道院の従僕が相続地を購入したり、あるいは担保として取っており、そのような相続地のことを知った者がそれについて君主に訴えし、取り調べた上でそれが確かに立証された場合。

貴族の家僕や修道院の従僕の相続地は君主に没収され、かれらのもとからその相続地を調べ出した請願者に知行地として与えられる。

第42条 かつて136年〔1627年〕以降に、今は亡き大君、ツアーリにして全ルーシの大公たるミハイル・フョードロヴィチの命令に基づき、君主の相続地恵与状に〔以下のことが〕記された。君主の命令にもとづき勤務によって得た相続地を与えられた相続地領主、およびその子ども、孫、曾孫は勤務によって与えられた相続地を自由に売却したり、抵当に入れたり、持参金としたり、魂のために修道院に寄進することができる。

44 反逆者、転向者の土地の君主による没収については、前条の他に『会議法典』第2章5条、第12章20条、また転向者ではないが本章第41,42条にも没収の措置がある。

45 本章第37条の注を参照

誰かが親族のその相続地を修道院から買い戻したいと願う場合、その相続地は以前の法令にしたがって買い戻される。以前の君主のもとで先祖代々の相続地と買い取りによる相続地が買い戻されたと同じように。

親族が残っていない場合、あるいは残っているが買戻しを望まない場合。その相続地は修道院から君主へと没収される。修道院には君主の国庫からそれに対する代価が与えられる。法令に基づき、1 チェトヴェルチにつき 1 ポルチナである。その相続地が修道院に残されることはない。

現在、ツアーリにして全ルーシの大公たるアレクセイ・ミハイロヴィチは自身の父にして高潔な巡礼者たるモスクワと全ルーシの総主教ヨシフ、および府主教、大主教、主教、掌院、典院、全教会会議と相談し、また、自身の君主の貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、大膳職、小姓、モスクワ士族、地方都市士族、小士族と談義して、ツアーリが命じ、会議により決定した。

今後、本法典以降は総主教、府主教、大主教、主教、そして修道院は誰からも先祖代々の相続地および勤務や買い取りによる相続地を買い入れることはなく、担保として取ることもなく、自身のものとして所有することもなく、いかなることによっても魂のための永遠の贈り物として得ることはない。知行地官署では、総主教、府主教、大主教、主教、修道院からこのような相続地を登録することはなく、いかなる相続地領主も相続地を修道院に与えることはない。

誰かが遺言状の中で相続地を修道院に〔与えると〕書いた場合、その相続地が遺言状に従つて修道院に与えられることはなく、その相続地の価値分、あるいは遺言状に記載された死者の相続地の値に従つて、修道院には親族から代価が与えられる。

親族がその相続地を自分たちで所有することを望まず、修道院への代価を支払わず、その相続地が所領管理人によって部外者に売られた場合⁴⁶、代価は遺言状の死者の意思にそつて修道院に与えること。

この法令以降、誰かが自身の先祖代々の相続地、あるいは勤務や買い入れによる相続地を総主教、府主教、大主教、主教、あらゆる修道院に、売却したり、抵当に入れたり、寄進した場合。その相続地は無償で君主に没収され、その相続地は君主に請願した請願者に分配される。

第43条 あらゆる身分の相続地領主、あるいは寡婦が出家し、かれらのもとに先祖代々の相続地または勤務や買い入れによる相続地がある場合。

それらの相続地は修道院には与えられず、出家した相続地領主自身が所有することもなく、

46 このように、遺言状にもとづく修道院への寄進は、他者へ相続地を売り渡した額の中から遺言状に示された「金銭」を、修道院に譲渡されたと考えられる。

先祖代々の相続地または勤務による相続地は法令にもとづいて相続地領主に与えられる。相続地領主はその相続地の代償として、かれらが死ぬまで衣食を世話し、あらゆる平穏を与えること。

〔出家した〕かれらが君主に対して、親族が先祖代々の相続地または勤務や買い入れによる相続地を得たにもかかわらずかれらを養わず、親族からは何の平穏も得られないと訴えた場合。
〔出家した当人は〕その相続地を自身の親族あるいは部外者に売却すること。

〔出家した〕かれらに買い取った相続地がある場合、かれらはその自身の相続地を望む相手に自由に売却、あるいは無償で与えることができる。

出家して修道院に入る場合に、自身で相続地を所有することは決してない。

第44条 相続地領主や寡婦がこの君主の法令以前に出家しており、かれらに相続地がある場合、かれらはこの君主の法令以降それに従い、自身の相続地を所有することはない。修道院に入つたら、自身で相続地を所有することはなく、かれらの相続地については上記の命令にしたがつて処理すること⁴⁷。

第45条 知行地官署と宮内官署において無主地⁴⁸から相続地として売却された土地に関する命令。

かつて136年〔1627年〕に、今は亡き大君、ツァーリにして、全ルーシの大公ミハイル・フョードロヴィッヂと、君主の父であり、今は亡き大君にして、モスクワと全ルーシの総主教、至聖なるフィラレート・ニキーチッチは次のように命じた。

モスクワ郡の無主地は、今は亡き君主、ツァーリにして、全ルーシの大公イヴァン・ヴァシリエヴィッヂの81年〔1573年〕の勅令に従って売却されること。

その土地は、上級の土地であろうと、中級の土地であろうと、下級の土地であろうとかかわり無く、3チェトヴェルチの三圃制耕地の一圃につき1ループリで、御料地は2チェトヴェルチにつき1ループリで売却する。そして君主は、売却された土地について、売買証文に、それを購入した者、その妻、子の相続地として登録すること、かれらは、自由にその土地を婚資として与えることが出来ることを命じた。

もし、その〔購入〕者の死後に、妻も子も残されなかつた場合。その相続地は、親族に〔与

47 前条の修道女は相続地を所有できないという原則を、これまで所有していた修道女たちにも適用したもので、その意味では新しい性格の条文である。

48 この時代にも、たとえばモスクワ郡辺境には30パーセントちかい無人地（農民がいなく開墾されていない土地）が存在した。無人地を相続地として安い価格で売却することは、国庫を豊かにすることにつながつた。次の注も参照。

えられる]。

親族も無かった場合。知行地として取り上げられて、その対価は、君主の国庫からかれらの魂の救済のために、〔相続地にある〕建築物に応じて、修道院に与えられる。

ドミートロフ、ルザ、ズヴェニゴロドにおいても、君主は、無主地を、モスクワ郡同様、3 チェトヴェルチの一圃につき1ルーブリで売却するよう命じた。

モスクワ郡、ドミートロフ、ルザ、ズヴェニゴロドにおいて、かつて、今は亡き大君にしてツァーリ、全ルーシの大公ミハイル・フョードロヴィッチと、この君主の父で、今は亡き大君にして、モスクワと全ルーシの総主教、至聖なるフィラレート・ニキーチチ、そして君主にして全ルーシの大公アレクセイ・ミハイロヴィッチの勅令にもとづいて、無主の知行地が、貴族、宮廷官、ドウーマ会議官、大膳職、小姓、士族、小士族、大商人、あらゆる勤務者と非勤務者に、相続地として売却された場合。

その無主地が相続地として売却された相手、その妻、子は、買い入れた相続地を、売買証文に従って所有すること。かれらは、〔かれらによって〕買い入れた自分の相続地を、売却することも、抵当に入れることも、婚資とすることも自由である。

その後、買い入れた相続地に、新しい課税台帳書記の台帳に従って、付加地があることが明らかになり、その土地が、その境界および境界標内で、かれらが自分の用益地、森林、草地から開墾したものである場合。その土地はかれらから没収されず、その付加地は、相続地としてかれらが所有するよう命じられる。

もし、その相続地領主が死亡し、かれらの妻も子も残されていない場合。その相続地は、かれらの親族に与えられる。

さらに、親族がいない場合には、その相続地は、知行地用に君主のために没収されるが、その対価は君主の国庫から、かれらの魂の救済のために修道院に、建築物に応じて〔金銭で〕与えること。

第46条 知行地が、ノヴゴロド郡で、長年のあいだ無人⁴⁹であった場合。その無人の知行地は、ノヴゴロドの士族、小士族に、君主の命令に従って、モスクワ郡、ドミートロフ、ルザにおいて、無人の知行地が売却されたのと同様に、3 チェトヴェルチにつき1ルーブリで売却すること。

第47条 他の地方都市においても、誰かが、長年のあいだ人のいない土地にあり、それを誰も

49 無人（вьпусте）とは次の条項の「人のいない土地（пустые земли）」と同じで、農民が住んでおらず、税収が期待できない土地を指している。ただし、無主地（порожные земли）が領主のいない未開拓の土地を主に指しているのに対して、無人地は農民の逃亡、略奪、戦争などで荒れ果てた土地を主に指している。

知行地として獲得していない無主の知行地を見つけた場合。

その土地は、その無主の知行地が属する都市で君主の勤務に就いている士族、正式に軍籍に登録された有録の小士族に相続地として売却されること。その無主の知行地は、相続地として、一人あたり100チェトヴェルチを、3チェトヴェルチあたり1ルーブリで売却すること。君主の勤務に就いていない無祿の者にはこのような土地を売却してはならない⁵⁰。

誰かが、君主にこのような土地の売却を訴え出て、他方で、同時に別の者が君主に、この土地を知行地として〔自分に与えるように〕訴え出た場合。この土地を知行地として与え、売却をしてはならない。

過去に、今は亡き大君にしてツァーリ、全ルーシの大公ミハイル・フョードロヴィッチの勅令によって、また署名された請願書によって、上記の都市を除いたその他の地方都市において、かれらの無主の知行地が相続地として売却された者は、売買証文に従ってこの購入した相続地を所有すること。

第48条 ある者にモスクワ近郊の知行地が相続地として売却された場合、その者に、今後同じ場所に知行地が与えられることはない。

第49条 今は亡き全ルーシの君主にしてツァーリ、大公なるヴァシーリイ・イヴァノヴィチ〔・シュイスキイ〕の治世にモスクワで防衛戦が行われ、また今は亡き大君にしてツァーリ、大公なるミハイル・フョードロヴィチの治世においては〔ポーランド〕王子が来襲してモスクワで防衛戦が行われた。そのモスクワ防衛戦に参加した報賞として、過去にモスクワ近郊の知行地を相続地として与えられた人々がいる⁵¹。何故ならかれらには当時諸都市に知行地が無く、またモスクワ近郊の知行地を除きどこからもかれらに相続地として与えることが出来なかつたからである。そのような場合に、そうした人々は君主の恵与状に基づいてこうしたモスクワ近郊の、勤務によって得た相続地を所有するものとする。

もしそうした人々が、かれらに相続地として与えられたモスクワ近郊の知行地の代わりに、モスクワ近郊の知行地を〔求めて〕君主に願い出るならば、上述のように、かれらの俸給基準に従ってかれらに知行地を与えるものとする。

第50条 土地台帳書記が知行地や相続地の境界を定めていない、モスクワ近郊や諸都市の知行

50 本条は、軍事面では、軍勤務者の登録を増やすための条文にもなっている。

51 1611～1613年のモスクワの防衛戦の恩賞として相続地を得た者については『会議法典』第16章47条にも触れられている。

地や相続地の境界に関して君主に訴え出る者たちがあった場合。そうした訴訟人には君主の境界設定文書を、また土地台帳から抄本を与えること。そしてその抄本に基づいて、近くの人々や古参住民と共にかれらの知行地や相続地に境界を設定するよう命じること。そして境界には穴を掘り、柱を立て、界標を作り、あらゆるしるしを置くよう命じること。それは今後、知行地や相続地に関して、何人も誰とも訴訟がないようにするためである。

第51条 もし境界に関して境界設定人⁵²がいる前で、誰かが何人かとの間で争いが生じた場合。その係争地に関して、境界設定人が、近くのあらゆる人々や古参住民〔の証言〕をもとにあらゆる方法で厳重に調査し、その調査に従ってその係争地を分け、その係争地における境界と界標を古参住民や近くの人々と共に定めるものとする。

第52条 もしどのような係争地であれ境界設定人が何らかの理由で決定を下すことが出来ない場合。当該係争地において、その係争中の土地を持つ者は聖像行進を行い、くじを引き当てた側が聖像と共に行進するよう命じること。これは上記の裁判条項に書かれているが如くに行われる⁵³。

その土地が聖像行進により分割されるなら、こうした土地の間の境界には同様に界標やあらゆるしるしを近くの人々やその土地を争っている知行地領主や相続地領主が見ている前で置くこと。それは、今後その土地に関して、境界を接する知行地領主たちや相続地領主たちの間で訴訟がないようにするためである。

分割するためには、係争地の境界設定人として良き士族を派遣するか、或いは（地方では）総督や郡長⁵⁴に君主の文書を送付すること⁵⁵。

第53条 もし誰かが係争地に境界を設定するために派遣されたが、その私欲をはかつて不公正な分割を行い、そのことで彼〔不正分割者〕に対する訴えを行う者が現れ、〔裁判において〕彼がその件で不正をなしたことが明らかに立証された場合。その罪のとがでかれに厳罰を加え、市場にて彼を鞭で打つよう命じること。また係争地を分割するよう別の者に命じること。それは、その土地において、境界を接する知行地領主や相続地領主たちの間で今後訴訟がないよう

52 境界設定人（межевщик）とは、土地の計量について経験をもった土地測量士のことで、「善き士族」（дворяне добрые）（本章第52条）と呼ばれる士族の中でも上級の経験者が行った。これには多くの需要があったと考えられる。

53 『会議法典』第10条の236, 237条を指している。

54 郡長（губной староста）については『会議法典』第10章130条の注を参照。

55 おそらく、地方土地行政の責任者に「資料」を送って、彼らに決めさせるということだろう。

にするためである。

第54条 謾渡状や遺言状にある相続財産の登録に関して、誰かが君主に〔登録を〕願い出たが、その譫渡状や遺言状には、譫渡あるいは遺贈された相続地がどの程度の評価額であるのか、その額が記されていなかった場合。

そうした相続地からは、土地台帳、あるいは実際の分与地にもとづいて登録する際に1 チェトヴェルチにつき3 ジェニガの〔割合で〕手数料⁵⁶を取ること。

第55条 134年⁵⁷〔1626年〕5月3日にクレムリとキタイ〔ゴロド〕を焼いたモスクワ大火以前に結審した知行地案件も、また大火の後で、今年157年⁵⁸〔1649年〕の1月28日までに結審した案件も、知行地案件は結審しているとおりにあるべきであり、今後それらを再審せず、また加筆してはならない⁵⁹。

56 なんの「手数料」か記されていないが、次の章で論ぜられる「印章手数料」(печатная пошлина)のことであろう。

57 西暦1926年を指しており、「大火」については本連載(4)第11章1条の注2を参照。

58 西暦1649年を指しており、『会議法典』が公布された時点を示している。

59 『会議法典』第15章4条にも同様の主旨の条項があり、本法典の原則を繰り返したものと考えられる。

主な参考文献

Соборное Уложение 1649 года: Текст; Комментарии / подгот. текста Л. И. Ивановой. Комментарии Г. В. Абрамовича, А. Г. Манькова, Б. Н. Миронова, В. М. Панеяха. Руководитель авторского коллектива. А. Г. Маньков. Л., 1987.

Маньков А. Г. Уложение 1649 года: Кодекс феодального права России. Л., 1980.

Соборное уложение царя Алексея Михайловича 1649 года. М., 1957. (Памятники русского права. Вып. 6).

Российское законодательство X—XX веков: Акты земских соборов Т.3. М., 1983.

Тихомиров М. Н., Епифанов П. П. Соборное Уложение 1649 года: Учебное пособие для высшей школы. М., 1961.

Richard Hellie (trans. and ed.), *The Moscovite Law Code (ULOZHENIE) of 1649. Part 1: Text and Translation*. California, 1988.

Забелин И. Домашний быт русского народа в XVI - XVII ст. Т. 1. Ч. 1. Домашний быт русских царей в XVI - XVII ст. М., 2000.

Ключевский В. О. Терминология русской истории // Сочинения Т. VI: Специальные курсы. М., 1959.

松木栄三（編訳）『ピョートル前夜のロシアー亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』, 彩流社, 2003年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈 (1)『富山大学人文学部紀要』43号, 2005年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈 (2)『富山大学人文学部紀要』45号, 2006年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈 (3)『富山大学人文学部紀要』46号, 2006年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈 (4)『富山大学人文学部紀要』49号, 2008年。

本稿は月一回のペースで、電機通信大学で開かれている研究会（「中近世ロシア研究会」）における、翻訳検討作業の結果がベースになっている。ただし、訳文の決定及び注釈の内容については最終的に本稿の著者が責任を負っている。研究会の参加者は次の通り。浅野明, 飯田ちひろ, 池本今日子, 井内敏夫, 今村栄一, 大山知児, 小野寺利行, 草加千鶴, 草野佳矢子, 栗生澤猛夫, 田辺三千広, 穂内勇津流, 豊川浩一, 中沢敦夫, 中村喜和, 濱本真実, 坂内徳明, 松木栄三, 丸山由紀子, 三浦清美, 三浦良子, 宮野裕, 吉田俊則。「中近世ロシア研究会」の活動については、次のホームページを参照されたい。

<http://members3.jcom.home.ne.jp/russland/index.html>